

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第284号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下、「法」という。）第16条第1項に基づき、するめいかに関する令和8管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和8年3月27日

兵庫縣知事 齋藤元彦

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
するめいか	兵庫県するめいか漁業	現行水準

兵庫県告示第285号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和8管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和8年3月27日

兵庫縣知事 齋藤元彦

第1 くろまぐろ (小型魚)

- 1 都道府県別漁獲可能量
22.5トン
- 2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県日本海くろまぐろ漁業	17.8 トン
兵庫県その他くろまぐろ漁業	3.2 トン

第2 くろまぐろ (大型魚)

- 1 都道府県別漁獲可能量
22.5トン
- 2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県くろまぐろ漁業	13.8 トン
兵庫県その他沿岸漁業	8.7 トン

兵庫県告示第286号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に基づき、かたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和8管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和8年3月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
かたくちいわし瀬戸内海系群	兵庫県瀬戸内海かたくちいわし漁業	44,000 トンの内数



兵庫県告示第287号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
東洋紡エムシー株式会社高砂工場
高砂市曾根町2900
工場長 奥田正浩
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
東洋紡エムシー株式会社高砂工場
高砂市曾根町2900
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	46号イ 水洗施設	
能	力	容量 8 m ³	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後3週間	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		0～24時 5時間／25時間（1ロット）	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 （水 素 指 数）	4～6	3～7
	生物化学的酸素要求量 （単位 mg／L）	—	—
	化 学 的 酸 素 要 求 量 （単位 mg／L）	100,000	100,000
	浮 遊 物 質 量 （単位 mg／L）	—	—
	窒 素 含 有 量 （単位 mg／L）	—	—